**新たな訴訟が始まりました‼**

**軟弱地盤は工事不可能！　辺野古新基地建設を断念させよう！**

**知事の不承認を支持する住民の抗告訴訟**

第1回口頭弁論に結集を！

県知事選告示前の8月23日、辺野古・大浦湾沿岸住民ほか20名が原告となって新たな訴訟を那覇地裁に提訴しました。昨年11月25日のデニー知事による設計変更不承認を取り消した国交大臣の裁決は違法だとして、その裁決の取り消しを求める訴訟です。沖縄県は9月30日、同様の内容で抗告訴訟を起こしましたが、私たち住民の訴訟はそれを補強し、県と一体となって国の違法性を追及し「不承認判断」の正当性を主張します。

私たち住民は2019年1月から、沖縄県の埋立承認撤回を取り消した国交大臣の裁決は違法だとして「国の違法を許さない住民の訴訟」に取り組んできましたが、今年4月、原告適格なしとされ敗訴しました。私たちはこれを不服として、現在、福岡高裁那覇支部に控訴中です。

国は今回も、知事の不承認を取り消すのに性懲りもなく行政不服審査法を使いました。法治国家と言いながら法を悪用して県民の民意を押しつぶす国のやり方は民主主義にも地方自治にも反し、県民・国民全体を愚弄するものです。本来なら全県民・全国民が原告になってしかるべきです。どうか皆さん、自分も原告だと思って、この訴訟にご注目・ご協力をお願いいたします。多くの皆さんの傍聴へのご結集を広く呼びかけます。

日時　：　10月25日（火）

14：00　那覇地裁前城岳公園にて事前集会　　14:30　傍聴整理券配布（配布にならない場合もあります）

　　15：30　第1回口頭弁論（那覇地裁101号法廷）　 終了後、報告集会（城岳公園）

**訴訟原告団（団長・東恩納琢磨　連絡先：090-7586-3348浦島）／辺野古弁護団**